

わかことワカルの少年法 第4回

今月のテーマ：少年と警察・少年が家裁に送られるまで

少年事件が発生し、それがマスコミを通して私たちが知るようになることを、私たちは第2回で見てきました。今月は、そのマスコミに情報を提供する警察について取り上げます。警察の捜査について考えてみましょう。'

わかこ：毎日いろんな事件がニュースになっているわね。

ワカル：うん。でもこれって、すべての事件をマスコミが調べて報道してるのかな。

わかこ：そんなことないんじゃないかしら。警察から情報を聞いたんじゃない？

ワカル：そっか、警察は捜査のプロだもんね。でも、少年事件も大人と同じに捜査されるのかなあ……。

わかこ：うーん、どうかしら。子ども相手なら、警察もちょっとは甘くしてくれるのかな？

少年法第40条（準拠法例）

少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。

少年の刑事事件（捜査を含めて）では、この少年法で書かれてあること以外は、刑事訴訟法によって対応すること。

<少年も大人もほとんど同じ>

少年事件の捜査に関する条文を少年法で探してみても、なかなか見つかりません。でてきたのがこの40条。「少年の刑事事件」というのは、家裁で扱われる保護事件ではなく、大人と同じ地方裁判所で扱われる事件のことです。こうした

事件に関することは刑事訴訟法を参考に進めろ、ということです。

でも、家裁で扱うか、地裁で扱うかは、家裁に送られてから裁判官が決定するのであり、結局少年事件の捜査段階では、大人の捜査とあまり変わりません。

少年法第43条（勾留に代る措置）

検察官は、少年の被疑事件においては、裁判官に対して、勾留の請求に代え、第十七条第一項の措置を請求することができる。但し、第十七条第一項第一号の措置は、家庭裁判所の裁判官に対して、これを請求しなければならない。

前項の請求を受けた裁判官は、第十七条第一項の措置に関して、家庭裁判所と同一の権限を有する。

検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、裁判官に対して、勾留を請求することはできない。

検察官は、少年が犯人と疑われている事件では、裁判官に、拘置所での勾留ではなく、家庭調査官観護や少年鑑別所での拘束を請求することもできる。調査官観護の場合は、家裁裁判官に請求しなくてはならない。

このような請求を受けた裁判官は、家裁と同じ権限を持つことになる。

検察官は、少年が犯人と疑われている事件では、やむを得ない場合でなければ裁判官に勾留を請求してはいけない。

少年法第44条（勾留に代る措置の効力）

裁判官が前条第一項の請求に基づいて第十七条第一項第一号の措置をとった場合において、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官に対して、その措置の取消を請求しなければならない。

裁判官が前条第一項の請求に基づいて第十七条第一項第二号の措置をとるときは、令状を発してこれをしなければならない。

前項の措置の効力は、その請求をした日から十日とする。

裁判官により少年が調査官観護になった場合で、捜査後少年に疑わしいところがなく家裁に送らなくてよくなった時は、すぐに調査官観護を辞めさせるように裁判官に言わなくてはならない。

少年を少年鑑別所観護に決めた場合は、そのための観護令状が必要である。

少年鑑別所観護は、その請求をした日から10日間である。

少年法第48条（勾留）

勾留状は、やむを得ない場合でなければ、少年に対して、これを発することはできない。

少年を勾留する場合には、少年鑑別所にこれを拘禁することができる。

本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができる。

裁判官は、やむを得ない場合でなければ勾留状を出してはいけない。

少年を勾留する場合は、拘置所ではなく少年鑑別所で行ってもよい。

少年が20歳になった後でも、引き続き少年鑑別所で勾留していてもよい。

では、少年も大人も捜査段階ではまったく同じなのでしょう。勾留についての手続きが書かれているのが43条、44条、48条です。このように、少しずつ少年事件に対して配慮がなされています。また、子どもの権利条約37条では、子どもの逮捕、抑留又は拘禁は最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いることとされています。

いずれにしても、この勾留も含め、少し手続きの流れを見てみましょう。

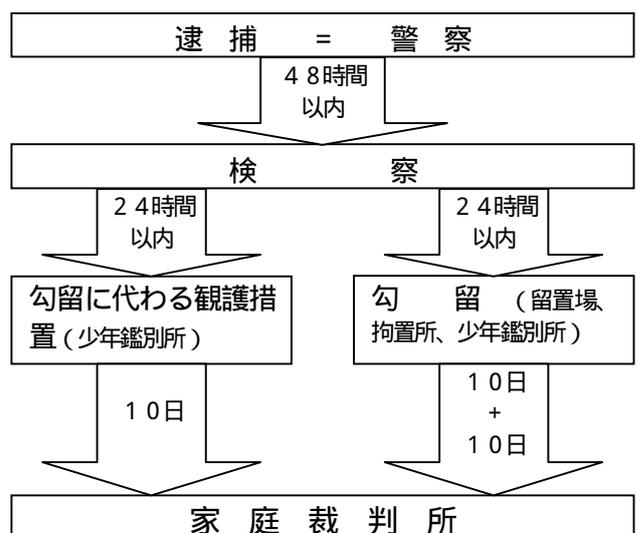
<違うところはないの??>

捜査には、裁判官が発する令状に基づいて強制的に行う強制捜査と、相手の協力を得て行う任意捜査があります。大人の捜査でも任意捜査が原則ⁱⁱですが、少年の場合は大人以上に身柄拘束をしない方法での捜査が求められています。

しかし、実際はどちらが原則なのかわからない状況です。また、任意捜査であっても、その取調べが警察に強引に行われていることが少なくありません。これは少年だけではなく、大人の取調べでも同じことがされています。

次に、強制捜査の一つである逮捕ⁱⁱⁱがなされた場合です。少年が逮捕されると、少年の身柄は最長で48時間警察の手におかれ^{iv}、その後検察に送られると最長24時間検察

官の取調べを受けることとなります^v。そして、検察官が勾留の必要ありと判断した場合は、裁判官の許可を得て10日間身柄を拘束されます。勾留は10日間延長が可能なので、合わせて20日間になる場合もあります^{vi}。



『少年事件の法律相談』¹20頁の図を参考に作成

勾留に関して、少年法では「やむを得ない場合」でなければ勾留をしてはいけないことになっています。勾留とい

う身柄拘束が少年に及ぼす悪影響と、捜査の必要性を天秤にかけ勾留を行うかどうかを裁判官は判断することになります。しかし検察官が請求すれば、ほとんど勾留状が出されるのが現状です。

少年が勾留されている場所ですが、原則は大人と同じく拘置所ⁱⁱですが、少年の場合は少年鑑別所ⁱⁱⁱも身柄拘束の場所となりえます。しかし問題は、拘置所でもなく、少年鑑別所でもない場合、代用監獄である場合がほとんどということです。代用監獄とは、警察署の留置場のことで、ここを代用して勾留することが実際はとても多いのです。警察の意のままになる留置場に何日間も置かれ、警察官から毎日取調べを受けるのは、少年だけでなく大人にとっても大きな問題となっています。今までも違法な取調べによって、誤った自白を強要される事件が多数発生しています。

こうして勾留期間も過ぎ、図のように少年は家裁に送られこととなるのです。

なお、少年事件の場合でも大人の事件と同様、捜査段階から弁護士に頼むことが可能です。

また第3回でお話ししました14歳未満の少年(触法少年)にはそもそも犯罪には該当しないため、捜査ということもありません。児童福祉法によって進められます。しかし、実際は14歳未満の少年でも警察署で事情聴取などを受け、事実上の身柄拘束がなされていることも報告されています。

<少年警察活動とは・・・>

警察ももちろん、少年法の理念である「少年の健全育成」については理解を示しており、少年事件の捜査や取り調べに関しては、少年の特性に配慮して様々な特別規則を作って対応しています。それが、少年警察活動要綱^xや少年警察活動規則^yです。なお、少年警察活動要綱は2002年末廃止され、新たに「少年警察活動推進上の留意事項について」^{xi}が警察庁次長依命通達として定められました。

少年警察活動規則 (抜粋)

第1条 (趣旨)

この規則は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動(以下「少年警察活動」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第3条 (少年警察活動の基本)

少年警察活動を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

1 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配慮すること。

2 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもつ

て当たること。

3 少年の性及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。

4 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。

5 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

少年警察活動推進上の留意事項について (抜粋)

2 少年警察活動の基本

(1) 健全育成の精神(同条第1号)

少年警察活動の目的である「少年の健全な育成」を期する精神をもって当たるとともに、少年の「規範意識の向上及び立直りに資する」よう配慮するものとする。「規範意識の向上」は、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、また、「立直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。

(2) 少年の特性の理解(同条第2号)

少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たるものとする。これは、少年が心身ともに成長期にあって環境の影響を受けやすく、その影響が残りやすいこと等を理解する必要性を示したものである。

(3) 処遇の個別化(同条第3号)

少年の性及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにするものとする。これは、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずることの必要性及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し問題点を把握することの必要性を示したものである。

(4) 秘密の保持(同条第4号)

秘密の保持に留意するものとする。これは、少年その他の関係者のプライバシーに配慮することを規定したものである。少年事件の捜査、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことであるが、特に、少年の立直りを期する上では、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないことが重要であり、これに配慮しなければならない。

(5) 国際的動向への配慮(同条第5号)

少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮するものとする。「国際的動向」としては、最近では、例えば、児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議の開催等の児童の商業的性的搾取に関する取組みが世界的に行われていることが挙げられるが、このような国際的な動向に十分配慮する必要性を示したものである。

なお、最近のこれらの動向を踏まえて、国外における児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り、児童の性的搾取事犯防止のための広報啓発を強力に推進するものとする。

このように少年警察活動規則は全17条で、「少年警察活動推進上の留意事項について」は少年警察活動規則を受け、より細かく少年に対し配慮しています。これら規則の運用次第では少年の権利は守られる方向に向かいそうです^{xii}。

では、これら規則が正しく運用されているのでしょうか。

<様々な捜査上の問題>

残念ながら、警察による少年の人権侵害は毎年報告されており、とても少年の特性に沿った捜査、取調べが行われているとは言えません。警察による少年への暴行・脅迫、そして嘘の自白強要、証拠捏造などの事例が少なくないのです。そのために今まで数々の冤罪（えんざい）事件^{xiii}が問題となってきています。

警察の取調べは、その多くは自白をとるためと言っては言い過ぎかもしれません。しかし、本来警察は捜査機関であって、送致機関であるべきなのに、実際の警察がこれ以上の役割を担ってきているのは確かでしょう。

石井小夜子弁護士は1996年の雑誌記事「<座談会>少年審判の理念と現状」の中^{xiv}で、「問題が発生しやすい土壌が少年警察の肥大化するなかでつくられてきた。そしてそれをチェックする検察官が本来の役割を果たしていない。どうせ家裁に行ったら、弁護士がつくわけでもないし、家庭裁判所がチェックするわけでもないから、とにかく自白させてしまえば、その通りになってしまう、自白の強要だけに警察の捜査が向いていく。それから少年警察の人には、子どもは素直であることがいいことである、自白することが素直である、子どもの教育のためによいことである、という認識が結構あるみたいで、怒鳴りまくりながら自白を強要している」と述べています。こうした警察の考え方は、現在でも変わっていないように思われます。

少年冤罪事件については、今までも通信にいくつか掲載してきましたので、今回はページ数の都合もありこれ以上の説明はできませんが、通信では今後もこの問題についてしっかり考えていきたいと思っています。

<至るところで「おまわりさ～ん！」>

では最後に、最近の警察活動に関する個人的な感想を述べて今日は終わりとしましょう。

最近警察が学校と連携したり、地域と連携したりと、警察と少年の接点の拡大を伝えるニュースが多いように僕には感じます。強制力を伴う捜査機関である警察に、僕たちは少年非行防止の役割を任せようとしているのです。本当に警察に頼る以外に解決の道はないのでしょうか。少年

の「過ち」をしっかりと受けとめず大人に従わせようという考えが、権力的な警察への期待と結びつく気がします。こうした理由による警察力の介入によって、現在起こっている様々な問題を解決することはできないでしょう

今、僕たちはまず自分たちに何ができるのかを考える必要があるのではないのでしょうか。その上で警察の関与の必要がある場合にはしっかり警察と連携をとる。自分たちに何ができるのかも考えず、すぐに警察に頼るのは大きな大きな危険をとまなっていると僕には感じます。

「^v、警察と連携」というニュースを聞くたびに、警察、そして少年のことをもっと考えなくてはと思っています。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修：石井 小夜子、津田 玄児)

次号では「全件送致主義」を取り上げます。さあ、これって一体どういうことなのでしょう?? また、今回見てください警察の捜査に直接関わった方からのお話もお聞きする予定です。

次回の「わかワカ」もお楽しみに!!

i これを書くにあたり、おもに、田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001)、伊藤芳朗、新保信長著『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001)、服部明、佐々木光明編著『ハンドブック少年法』(明石書店、2000)、子どもと法・21編『もう一度考えよう「改正」少年法』(現代人文社、2001)、村山裕ほか編著『少年事件の法律相談』(学陽書房、2003)、日弁連少年法「改正」対策本部著『少年警察活動と子どもの人権』(日本評論社、1991)、渡邊治著『当世警察事情』(東研出版、1985)を参考にした。

ii 刑事訴訟法197条など

iii 刑事訴訟法199条以下

iv 刑事訴訟法203条

v 刑事訴訟法205条

vi 刑事訴訟法208条。なお、208条の2によりもう5日延長することも可能である。

vii 法務省の管理。監獄法1条1項4号。

viii 法務大臣管理の施設。少年院法16条。

ix 1960年3月18日警察庁乙保発第6号警察庁次長。全面改正は、1996年5月、2002年12月31日廃止。

x 2002年9月27日国家公安委員会規則第20号

xi 2002年10月10日警察庁乙生発第4号

xii これら規則により警察はその活動範囲を広げる根拠を得ることができたのも事実である。

xiii 有名な事件では、草加事件(1985年発生)、綾瀬母子殺し事件(1988年発生)、調布駅前事件(1993年発生)、山形マツト死事件(1993年発生)などがある。

xiv 『季刊救済情報』No.9「特集：なぜ増える?少年えん罪事件」8p